# 上田市消防団の団員報酬、出動報酬及び団員定数に関する答申

資料編

令和3年度

上田市消防委員会

# 目 次

1	上	田巾用防団の現状について	•	•	•	•	•	РΊ
2	消	防団員の報酬等の基準の策定等について	•	•	•	•	•	P 3
3	团	員報酬増額に関する審議ついて	•	•	•	•	•	P 5
4	消	防団員報酬について						
	(1)	上田市消防団 団員報酬改正経過	•	•	•	•	•	P 6
	(2)	県内19市及び上田地域の団員報酬の支給状況	•	•	•	•	•	P 7
	(3)	消防団関連予算について	•	•	•	•	•	P 8
	(4)	上田市消防団運営交付金等について	•	•	•	•	•	P 9
	(5)	上田市消防団 団員報酬の検討	•	•	•	•	•	P 10
	(6)	上田市消防団階級別職責及び職務について	•	•	•	•	•	P 11
5	出	動報酬創設に関する審議ついて	•	•	•	•	•	P 12
6	出	動報酬ついて						
	(1)	県内19市及び上田地域の出動報酬の支給状況	•	•	•	•	•	P 13
	(2)	上田市消防団 出動報酬支給に関する検討	•	•	•	•	•	P 14
7	寸	員定数に関する審議ついて	•	•	•	•	•	P 15
8	寸	員定数について						
	(1)	国の基準による団員数について	•	•	•	•	•	P 16
	(2)	分団の適正団員数算定の構想図	•	•	•	•	•	P 17
	(3)	分団別管轄人口及び団員数 (H25 - R3)	•	•	•	•	•	P 18
	(4)	分団管轄別消防団員適齢層人口比較表(平成25年/令和3年)	•	•	•	•	•	P 19
	(5)	分団別 団員1人当たりの人口 (H25 - R3)	•	•	•	•	•	P 20
	(6)	類似団体の検討	•	•	•	•	•	P 21
	(7)	類似団体及び県内19市等の団員1人当たりの状況	•	•	•	•	•	P 22
	(8)	現有車両に合わせた行政側の団員数の検討(理論値)	•	•	•	•	•	P 23
	(9)	団員定数の検討	•	•	•	•	•	P 24
	(10)	各分団の管轄人口と分団別の消防力の状況	•	•	•	•	•	P 25

# 1 上田市消防団の現況について

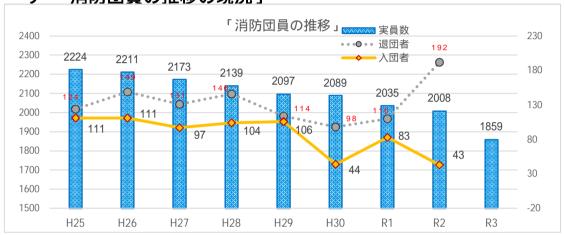
## (1) はじめに

上田市消防団は、新市合併以降、人口減少や少子化、社会就業構造の変化等の影響を受け、 真田地域、武石地域において組織の改編を行い、平成25年4月には消防団の条例定員を合併 前の旧4市町村合算の2,490人から2,270人に、分団数を9個削減し29個分団として現在 に至っております。

しかしながら、その後も人口の減少、少子化はさらに進行し、団員のサラリーマンの割合 も 9 割近くに達し、消防団が従来の活動を継続するには非常に厳しい環境が生じています。

消防団は地域防災の中核をなす組織であり、地元自治会並びに行政も一体となって、その充実強化に努めなければ将来的にその活動が危ぶまれる事態にもなり兼ねないことから、将来を見据え地域の皆さんと、その対応を検討してまいりたいと考えています。

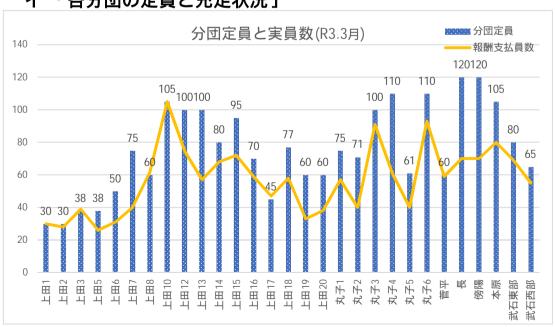
# (2) 消防団の現況について ア 「消防団員の推移の現況」



表中の数字は4月現在

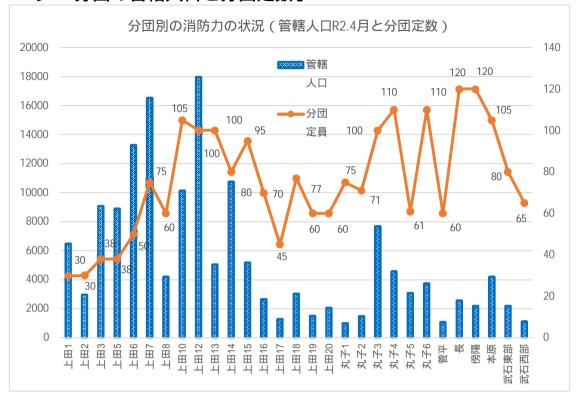
グラフのとおり平成25年に定員を改正したにもかかわらず、年々団員数は減少を続け、 令和3年4月の実員は1,859人で条例定員に対する充足率は81.9%にまで減少していま す。

## イ 「各分団の定員と充足状況」



分団別の定員に対する実員数は、一部の地域において大きく下回っております。 これは社会構造の変化によって消防団員となる適齢層(20~50歳未満)人口が地域に よって大きく減少していることもあり、これらの地域では早急に対策を検討しなければな りません。

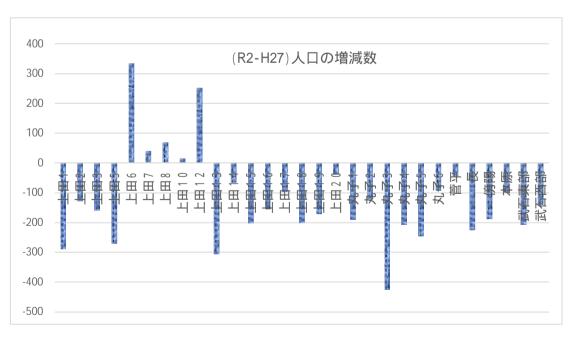
## ウ 「分団の管轄人口と分団定数」



このグラフは各分団の管轄人口と分団定数を現したものです。

管轄人口が少ない地域で高い団員定数が定められており、人口減少や少子化が続く中、 消防団員の適齢層人口も減少していることから、定数を確保することは非常に困難な状 況がうかがえます。

# (3) 上田市の人口の推移



これは管轄分団地区における人口の増減数をグラフ化したものです。一部を除いて大半の地域で人口が減少しています。

# 2 消防団員の報酬等の基準の策定等について

(令和3年4月13日付け消防地第171号)

本資料は、国からの通知と、それに対する上田市の現状を確認したもの。

平成25年12月13日に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、平成2年以前に全国には100万人の消防団員が活動していたことから、その当時と同数の消防団員を確保するために法律を制定した法律ですが、消防団が地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、令和元年、令和2年と連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年で80万人を割り込むおそれもある状況になっていることから、総務省消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、令和2年12月から令和3年3月まで、消防団員の適切な処遇のあり方について議論され、今回中間報告として本通知が消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出されました。

消防団員の処遇等に関する検討会で検討された結果を踏まえて、国から通知された主な内容

- 1 消防団員の処遇改善を図るため、「非常勤消防団員の報酬の基準」を定めたので、各 市町村において消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 団員報酬や出動報酬等の直接個人に支給すべき経費と分団等の運営に必要な経費は適切に区分し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 <u>各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。</u>
- 4 基準の制定にあわせ、条例の改正を行う場合は、条例(例)を参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ追って消防庁から通知することとしていること。

非堂勤消防団員の報酬等の其準及び留音占等について

<u> </u>	<u>吊動消防凹員の報酬寺の基準が</u>		
		]からの通知   留意点	上田市の現状
第1	非常勤消防団員の報酬の 種類は、出動回数によらず 年額により支払われる <b>年額</b> 報酬及び出動に応じて支払 われる出動報酬の二種類と する。ただし、地域の質上 に応じ、このほかの報酬を 定めることを妨げない。	報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応態勢をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。	年額報酬は を が、活動で は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
第2	年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」にいる基準にいる場合、500円を基準には、年額36,500円を基準のでは、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、対し、対しては、「対して、、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	年額の報酬については、基準に定る標準額を担当では、基準に回る報酬を上回る報酬を当びままでは、本通知のは、本通知のは、本通知のは、本通知のは、本通知のは、本通のは、本通のは、本通のは、本通のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	「階にのつ額支り以者よ態消級定階い4,200て分階の国高団基るのはのて分階のい国高世界団者、円お団級基状の」員に年を 長の準

		からの通知	上田市の現状
	基準	留意点	
第3	出動報酬の額は、 <u>災害を言う。以下同じ)に関する出動については、1日生を言う。以下同じ)に関する出動については、1日生をする。</u> 災害以外のの円を標準とする。災市町(訓練・活動の影響のは、影響のは、影響のは、影響のは、影響のは、影響のは、影響のは、影響の、なる。	酬回でをにいては活額、動のはしつ町が酬「とに準判支出を開動を関いているい情報を関いているののである。とのではにいて、といて、というでは、というでは、というが、は、ないののでは、というが、は、ないののでは、は、ないののでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、と、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	出いがら金にる 動で無、と支。 耐規こ動でし に程と交分で の等か付団い
第4	上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動にかかる費用弁償については、必要額を措置する。	消防団員の出動にかかる費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。	費用弁償につ いては、活動 交付金として 分団に支給。
第5	報酬及び費用弁償は、 <u>消</u> 防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。	報酬及び費用弁償等については、 団員個人に直接支給すること。 団経由で団員個人に支給するよな も、透明性の観点から適当ではなく、 一部の団員については個人に直接 一部の団員については個人に直団 支給し、その他の団員については に支給する等の方法も、 で で で で で に で の に で の に し に し に し に し に し に し に し に し に し に	個人口座支給 のためら 年度か者 の者 の者 の者 の を を を を を を を を を を を を に た に た た た に た り た り た り た り た り た り た
基準全体		この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましい。	

# 3 団員報酬増額に関する審議について

## (1) 上田市消防委員会の審議結果

- ア 国の標準額に比べ、副分団長以上は高い報酬額となっていることから、副分団 長以上は据え置くことが望ましい。
- イ 国の標準額に比べ、部長以下の階級の者は低い報酬となっていることから、増額すべきである。
- ウ 部長と班長の報酬は、業務内容や責任に差があることから、報酬額も差を設けるべきである。

#### 【年額報酬額(案)】

X	分	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
国基	準額	82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円
上四士	現行	丁 168,300円	128 000円	02 400 H	76 200 III	74 000 TI			23,500円	14,200円
上田市	見直し案		120,000	92,400□	70,200	74,900			40,000円	36,500円

## (2) 上田市消防委員会の委員からの意見等

・ 団員数が国の交付税算定数より多いことから、今まで報酬を絞っていたのだと思うが、交付税措置がない中で、財政的にはどうなのかと考える。報酬を増額するのであれば、国の標準額より低い部長以下の階級の報酬を見直すこ

とで良いのではないか。

- ・ 確かに現状の報酬は少ないと思うが、36,500円にして団員が増えるとも思えない。
- ・ 消防団員には、自分の息子や娘と同世代が活躍している方々がいるので、すごく身 近に感じているが、年額14,200円というのは安すぎると感じる。
- ・ 確かに団員の報酬は低いと思うが、経験から言わせてもらうと、消防団に所属していたときは、仲間との絆が作れたことが大切であって、報酬等の金額には代えられない。
- ・ 国の基準より高い副分団長以上は、従前から上田市が支給している額に据え置き、 部長以下を増額することが良いと思う。
- ・ 団員報酬は従前のままとし、出動報酬のみ支給すれば実動した団員のためには良い ことだと考える。
- ・ 報酬を上げることは、団員のやる気に繋がると思う。
- 国の標準額を満たすことが適当である。

# 4 消防団員報酬について

本資料は、昭和55年以降の上田市消防団員報酬の改正経過について、人事院勧告による地方公務員の給与改定に合わせ、改 定されていた経過を確認するために使用したもの。

# (1) 上田市消防団 団員報酬改正経過

		団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	日本経済	
S5	55 ~	93,500円	71,500円	52,000円	42,500円	40,500円	28,500円	19,500円	12,500円	7,500円		
S5	56 ~	100,500円	77,000円	56,000円	45,500円	43,500円	30,500円	21,000円	13,500円	8,000円	安定成長期	
H5	59 ~	112,500円	86,000円	62,000円	50,500円	48,500円	34,000円	23,500円	15,000円	9,000円		
Se	60 ~	117,500円	90,000円	64,500円	53,000円	50,500円	35,500円	24,500円	16,000円	9,500円		
Se	61 ~	125,000円	96,000円	69,000円	56,500円	54,000円	38,000円	26,000円	17,000円	10,000円		
Se	62 ~	128,000円	98,000円	71,000円	58,000円	55,500円	39,000円	26,500円	17,500円	10,500円	バブル景気	
Se	63 ~	134,000円	102,000円	74,000円	60,500円	58,000円	40,500円	28,000円	18,500円	11,000円	ハノル京メ	
Н	1 ~	139,000円	106,000円	77,000円	63,000円	60,500円	42,000円	29,000円	19,000円	11,500円		
H	2 ~	146,000円	111,000円	80,500円	66,000円	63,500円	44,000円	30,500円	20,000円	12,000円		
H	3 ~	153,500円	116,500円	84,500円	67,000円	67,000円	46,500円	32,000円	21,000円	12,600円		
H	4 ~	161,000円	122,500円	88,500円	73,000円	70,500円	49,000円	33,500円	22,000円	13,200円	バブル崩壊後	
H	5 ~	165,000円	125,500円	90,600円	74,700円	73,400円	50,200円	35,000円	23,000円	13,900円	ハノル朋场仮	
		168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円		
H8.	H8.7.1からの改正は、「特別職報酬審議会」からの答申(平均2.78%増)に基づき三役・議員についての答申を尊重し改正となり、他の特別職においても答申改定率を参考に、他市同職員の報酬等の均衡を考慮し、改正案を平成8年上田市議会6月定例会議案第45号「特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例中一部改正について」協議し、6月26日に可決されたことから改正となったもの。											

9

## (2) 上田地域及び県内19市の団員報酬の支給状況

本資料により、上田地域及び県内19市の団員報酬の支給状況について現状を確認したところ、上田市の消防団員の報酬は、 階級すべてで19市の平均より低く、上田地域では班長以下の階級で低いことが確認できた。

		団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	士松士注	久侧宁粉
		82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	支給方法	条例定数
	上田市	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円	個人	2,270人
上点	東御市	203,000円	156,000円	102,000円		90,000円	67,000円	51,000円	23,000円	15,000円	個人又は団	人008
田地	長和町	179,000円	120,000円			78,000円	37,000円		19,000円	10,000円	個人又は団	350人
域	青木村	188,000円	130,000円	96,300円		76,400円	50,000円	33,600円	23,100円	12,000円	団	300人
70	平均	184,575円	133,500円	96,900円	76,200円	79,825円	51,300円	40,100円	22,150円	12,800円		
	長野市	75,000円	58,000円			36,000円	29,000円	23,500円	22,000円	18,000円	個人又は団	3,430人
	松本市	177,800円	121,000円			90,900円	59,500円	44,300円	26,400円	19,100円	個人又は団	2,169人
	岡谷市	204,000円	136,000円			107,300円	66,000円	50,900円	38,300円	26,700円	寸	549人
	飯田市	50,000円	50,000円			48,000円	43,000円	39,000円	39,000円	36,500円	個人又は団	1,205人
	諏訪市	214,500円	142,800円	101,600円		101,600円	64,000円	51,900円	35,000円	26,900円	個人	750人
l	須坂市	176,000円	121,000円			89,000円	55,000円	42,100円	26,100円	21,400円	寸	881人
県	小諸市	156,900円	102,300円			75,300円	49,700円	41,600円				850人
内夕	伊那市	222,000円				99,600円		56,200円		20,100円		915人
各市		217,700円	141,700円			86,800円	57,400円	43,500円	28,700円	14,800円	個人又は団	600人
0	中野市	195,000円	151,000円			115,000円	73,500円	45,500円	28,800円	20,400円	個人	970人
状	大町市	200,000円	130,000円			100,000円	61,700円	47,000円	27,100円	18,800円	ব	769人
況	飯山市	199,600円	142,000円	133,200円		133,200円	51,500円	36,200円	24,800円	11,500円	個人又は団	850人
	茅野市	211,600円	140,900円			95,700円	57,600円	46,700円	35,000円	23,000円	個人	967人
	塩尻市	195,000円	128,700円			92,500円	56,000円	45,500円	30,000円	20,000円	個人又は団	870人
	佐久市	195,000円	130,500円			92,400円	55,000円	44,300円	26,600円	17,900円	個人又は団	1,842人
	千曲市	245,600円	161,600円			138,500円	55,000円		40,800円	17,100円	個人又は団	834人
	安曇野市					92,500円	68,900円	56,000円	30,000円	20,000円	個人又は団	1,090人
	19市平均	184,316円	129,463円			92,589円	57,247円	44,494円	29,242円	19,821円		

- ・本部長は副団長階級であることから、報酬を同額としている市町村が多い。
- ・副本部長は分団長階級であることから、報酬を同額としている市町村が多い。

令和3年4月現在の状況

#### 消防団関連予算について (3)

本資料により、上田市の消防に関する地方交付税の概算額や、上田市の非常 備消防予算額等を確認した。

ア 消防防災に関する地方交付税について(令和3年1月29日改正)

【個別算定経費:消防費】 令和3年度:11,700円 単位費用

令和2年度:11,400円

: 単位費用とは、財政需要は各地方団体の測定単位に単価を乗じることによって 算定され、この測定単位に乗する単価のこと。

## イ 主要項目の増減の状況

市町村分の消防費(人口10万人ベース)

<u> 「リー」 作り ノノ マノハ日 PJ 貝(</u>	人口10万人ハース)		
	令和2年度	令和3年度	増減
全体	1,136,449,000 円	1,165,150,000 円	28,701,000 円
常備消防費	747,720,000 円	761,361,000 円	13,641,000 円
救急業務費	275,083,000 円	288,997,000 円	13,914,000 円
非常備消防費	113.646.000 円	114.792.000 円	1.146.000 円

国が定める人口10万人ベースの消防力 分団数 = 15個分団、団員数 = 583人、

車両数=ポンプ車15台、救助資機材搭載車両1台、小型動力ポンプ15台

本金額は、人口10万人をベースにしているものであるため、上田市に換算する と非常備の消防力及び消防費は次のとおりとなる。

上田市人口(R3.3.1現在)155,423人=概ね155,000人

#### ウ消防力

- 1151757 5			
	分団数	団員数	車両数
標準	23.31 個分団	906.12 人	24.87 台
上田市	29 個分団	2.270 人	117 台

#### エニ消防費

	非常備消防費 (人口10万人ベース)	人口倍数 (上田市約15万5千人)	非常備消防の交付税	額
令和2年度	113,646,000 円	1.55 倍	176,151,300 F	9
令和3年度	114,792,000 円	1.55 倍	<b>A</b> 177,927,600 F	<del>၂</del>

#### 才 令和3年度上田市非常備消防予算

消防団運営事業費	17,497,000	円	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、負担金、公課費
消防団運営事業費	93,279,000	円	退職報償金、詰所車両修繕費、運営交付金、消耗品購入費
消防団員人件費	92,540,000	円	団員報酬、災害補償費、公務災害共済掛金等
消防団車両整備事業	46,995,000	円	車両更新に係る経費
合 計 B	250,311,000	円	

(A)**B** -72,383,400 円 上田市非常備消防予算 交付税額

この金額は、交付税以外に上田市が支出しているものである。

参考:消防団員の補償掛金

<u> </u>	1) 157 121 312		
	1人	2,270人	1,850人
公務災害補償	1,900円	4,313,000円	3,515,000円
福祉共済	3,000円	6,810,000円	5,550,000円
退職報償金掛金	19,200円	43,584,000円	35,520,000円
	24,100円	54,709,270円	44,586,850円
		差	10,122,420円

# 9 -

# (4) 上田市消防団運営交付金等について

# 本資料により、上田市消防団の運営に係る交付金の内訳や、平成30年度以降の運営交付金の支給額を確認した。

区分	対象経費		交付金の額	
大如浑兴弗	大切の運営に移る奴弗	基本運	当費	1,300,000円
本部運営費	本部の運営に係る経費	活動費	(本部員1人当たり)	15,000円
		基本運	三 三 章	190,000円
		活動費	(分団員1人当たり)	10,000円
 分団運営費	公団の運営に移る奴弗	機	ポンプ車 1 台当たり	94,000円
万凶建吕真 	分団の運営に係る経費	械管理	普通積載車1台当たり	74,000円
		田理	軽積載車1台当たり	44,500円
		費	小型動力ポンプ 1 台当たり	10,000円
音楽隊運営費	<b>主永咲の海帯に移っ</b> 奴弗	基本運	<b>当費</b>	700,000円
日采修建品員	音楽隊の運営に係る経費	活動費	(隊員1人当たり)	10,000円
女性消防隊	  女性消防隊の運営に係る経費	基本運	<b>台費</b>	300,000円
運営費	文任内的物の連合に係る経真	活動費	(隊員1人当たり)	10,000円
バイク隊運営費	バイク隊の運営に係る経費	基本運	<b>台費</b>	300,000円
ラッパ隊運営費	ラッパ隊の運営に係る経費	基本運	<b>台費</b>	400,000円
		上	ポンプ車操法(1隊当たり)	20,000円
		小	小型ポンプ操法(1隊当たり)	20,000円
提注十本	機械器具の操作技術及びラッ	大	ラッパ吹奏団体(1隊当たり)	20,000円
操法大会 出場交付金	パ吹奏技術の向上発展に資す  るポンプ操法及びラッパ吹奏	会	ラッパ吹奏個人(1人当たり)	10,000円
四一级人们业	大会出場に係る経費	県大	ポンプ車操法(1隊当たり)	135,000円
			小型ポンプ操法(1隊当たり)	135,000円
		会	ラッパ吹奏団体(1隊当たり)	130,000円

## 交付金支給状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付額	38,439,514円	38,937,292円	38,959,258円

#### (5) 上田市消防団 団員報酬額の検討

本資料は、団員報酬を増額するにあたり、国の標準額と上田市の報酬額を比較した。部長以下の階級にあるものが国の標準額より低い報酬であることを確認し、部長以下の階級にあるものの報酬の増額が必要であることを確認した。

ア・団員報酬額

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
国標準額	82,500円	69,000円	69,000円	50,500円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円
上田市	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円
差	85,800円	59,000円	23,400円	25,700円	24,400円	5,700円	1,300円	13,500円	22,300円

国が示す服制基準では、本部長は副団長階級、副本部長は分団長階級である。

#### イ 令和2年度上田市消防団団員報酬(支払い済み)

- 10		団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
'	報酬額	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	35,700円	23,500円	14,200円	
	人数	1人	3人	1人	5人	34人	42人	143人	342人	1,149人	1,720人
	合計	168,300円	384,000円	92,400円	381,000円	2,546,600円	2,150,400円	5,105,100円	8,037,000円	16,315,800円	35,180,600円

中途入退団(班長1人、団員12人)がいるため実際の支払額は 35,100,165円

### ウ 検討結果(団員を国基準、班長及び部長を国基準より増額、副分団長以上を上田市の報酬額にした場合)

	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	168,300円	128,000円	92,400円	76,200円	74,900円	51,200円	,200円 45,000円 40,000円			
人数	1人	3人	1人	9人	34人	46人	145人	359人	1,252人	1,850,
合計	168,300円	384,000円	92,400円	685,800円	2,546,600円	2,355,200円	6,525,000円	14,360,000円	45,698,000円	72,815,300F

令和2年度支払額との差

37,715,135円

# (6) 上田市消防団階級別職責及び職務について

本資料は、部長以下の報酬を増額するにあたり、報酬の差を付けるため、消防団員の職責及び職務を確認した。

各階級の職責及び職務

	職責及び暗	战務
階級	役職	職責及び職務
団長	団長	・団の総括
		・団の総括消防部及び外部団体との連携
副団長	副団長	・団長の補佐及び代理
		・担当する各隊(ラッパ隊、救護隊、音楽隊、女性消防隊、バイク 隊)や部会(総務部会、団員ネットワーク部会、広報部会、人材育 成)の統括
	本部長	・団本部事務
		・分団長との調整等
		・消防部及び外部団体との調整
分団長	副本部長	・各隊(ラッパ隊、救護隊、音楽隊、女性消防隊、バイク隊)や部 会(総務部会、団員ネットワーク部会、広報部会、人材育成)の担 当
		担当する方面隊の統括
	分団長	・分団の統括
		・自治会や同一方面隊の各分団及び外部団体との調整
		・管轄消防署との連携
	隊長	・隊の統括
副団長	副分団長	・分団長の補佐及び代理
		・部長、班長からの報告、連絡、相談の窓口
	副隊長	・隊長の補佐及び代理
		・隊員からの報告、連絡、相談の窓口
部長	部長	・分団の担当業務 (総務、企画、会計、機関、救護等)
		・班長への連絡等
班長	班長	・分団の拡販の業務(自治会、ラッパ、女性、バイク等)
		・団員への連絡
		・団員からの報告、連絡、相談窓口
団員	団員	・上司の命を受け消防業務遂行

#### 現状の部長及び班長の人数の取り決め

部 長 = 正副分団長を除いた分団員15人に対し1人

班 長 = 正副分団長及び部長を除いた分団員6人に対し1人

この取り決めは、上田市消防団が平成25年の条例改正時に内規で定め、各分団において部長及び班長を任命し業務を行っている。なお、各分団の団員数と実情を踏まえ、各分団で調整するものである。

## 5 出動報酬創設に関する審議について

## (1) 上田市消防委員会の審議結果

- ア 出動報酬の対象となる活動は、災害に対する出動のみとすることが望ま しい。
- イ 国の標準単位は1日とされているが、過去の出動状況を踏まえ、3区分 (2時間未満、2時間以上4時間未満、4時間以上又は1日)とすることが 望ましい。
- ウ 国の報酬単価は、1日当たり8,000円を標準とされていることから、1時間当たり約1,000円と考え3区分に適用することが妥当である。

### 【出動報酬(案)】

区分	単位	災害出動(水火災)単価
国基準	1日	8,000円
	2 時間未満	2,000円
上田市	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上又は1日	8,000円

# (2) 上田市消防委員会の委員からの意見等

- ・ 出動報酬を支給すべきと考えるが、事務が煩雑にならないよう区分は少ない 方が良い。
- 消防団員は災害時に危険な思いをしているため、出動報酬を支給するべき。
- 出動に対する管理が難しいためよく考えて行うべき。
- ・ 管理は難しいと思うが、2時間未満、4時間未満、4時間以上の3区分が良いと考える。
- ・ 2時間未満には支給しなくても良いと考える。
- 分団長に話を聞くと、消防団活動は金ではないと言っているが、半日と1日の単位で支給するべきと考える。
- ・ 上田市消防団は訓練の回数も多いため、訓練に対する支給は不要と考える。
- ・ 出動報酬は、災害のみで良いと考える。
- 活動している団員が頑張っているところを普段から見ているので、出動に対する報酬を出すのは良いと思う。

# 6 出動報酬について

# (1)県内19市及び上田地域の出動報酬の支給状況

本資料により、県内19市及び上田地域の現状の出動報酬支給状況を確認し、災害や訓練に係る出動報酬を支給していないのは上田市のみであることが確認できた。

		火災	風水害	警戒	訓練	その他	月額・年額	支給方法
		8,000円	8,000円					国では、団員報酬同様に個人に直接支給
日煙	準額	・災害出動	り8,000円に	ついては、	1日単位			するよう通知している
H 137		・警戒や訓	練につい	ては、標準	額を定めな	いが、災害	害出動に	
		係る報酬を	参考に各市	市町村で取	り決めるこ	こととされて		
上	上田市	0円	0円	0円	0円	0円	10,000円	活動交付金として年額を分団に支給
田	東御市	580円	580円	0円	0円	580円		個人又は団に支給
地 域	長和町	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円		個人又は団に支給
	青木村	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	0円		団に支給
	長野市	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円	2,000円		災害出動報酬は個人、訓練報酬は分団に支給
	松本市	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円		個人又は団に支給
	岡谷市	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		団経由で個人に支給
	飯田市	0円	0円	0円	9,000円	9,000円		団経由で個人に支給
	諏訪市	630円	630円	630円	630円	700円		個人に直接支給
厚	須坂市	2,000円	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円		団経由で個人に支給
県 内 各 市	小諸市	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円		個人に直接支給
各	伊那市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円	1,500円		個人に直接支給
	駒ケ根市	0円	0円	0円	2,500円	2,000円	3,000円	団に支給
0	中野市	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	550円		個人に直接支給
状況	大町市	1,600円	2,500円	1,600円	1,600円	1,600円		個人に直接支給
ルル	飯山市	1,500円	1,500円	1,500円	1,000円	0円		個人又は団に支給
	茅野市	1,000円	1,000円	800円	800円	1,000円		個人に直接支給
	塩尻市	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円		団経由で個人に支給
	佐久市	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円		個人又は団に支給
	千曲市	2,000円	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円		個人に直接支給
	安曇野市	1,400円	1,400円	1,400円	1,200円	1,200円		団に支給

## (2) 上田市消防団 出動報酬支給に関する検討

本資料を使用し、出動報酬を創設するため、国の定める基準額と災害での活動時間、過去5年間 の出動人員等を鑑み検討を行った。

出動等の報酬について、警戒は災害出動との区分けが難しいことや、訓練等については、分団に支給している活動交付金を継続する予定であることから、災害出動に対する報酬のみで検討する。

なお、長野市消防団も災害に対する報酬のみで検討している。

#### ア 出動報酬(案)

		災害出動(水火災)
国基準	8,000円	
	2時間未満	2,000円
上田市	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上又は1日	8,000円

2時間未満の支給について

本人以外の分団員が確認できているものに限る

- ・出動から詰所に戻り、出動準備を行い2時間未満のもの
- ・出動したが、活動せずに引き上げたもの
- ・詰所等に駆け付けたが、出動しなくてよくなったもの

#### イ 過去の災害出動人数

年	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均	試算人数
人数	2,184人	3,444人	2,928人	2,020人	3,423人	13,999人	2,800人	3,000人

注:試算に使用する人数は過去5年の最大人数プラスアルファで設定

#### ウ 出動報酬の支給の試算

活動時間について従前の資料に無いため、2時間未満45%、2時間以上4時間未満25%、4時間以上30%で換算

	災害出動	出動人員	合計
2時間未満	2,700,000円	1,350人	
2時間以上4時間未満	3,000,000円	750人	12,900,000円
4時間以上又は1日	7,200,000円	900人	

#### エ 出動報酬に係る業務内容(案)

- ・火災防ぎょに係る出動
- ・風水害被害の軽減に係る出動
- ・地震被害の軽減に係る出動 災害に出動したもののみ

## 7 団員定数に関する審議ついて

## (1) 上田市消防委員会の審議結果

- ア 現在消防団に配備されている車両を最大限活用するための団員数及び、現在の 各分団が管轄する地域の実態を踏まえた団員数を確保するための施策等を鑑み、 1,850人とすることが望ましい。
- イ 少子高齢化に伴う団員確保策を早急に検討し、実施する必要がある。
- ウ 地域から信頼され、適齢層の方々が率先して入団するような消防団となるよう な魅力ある活動をすることが望ましい。

#### 【団員定数(案)】

		_~	• •	<i>-</i> 1-		•																									
	第 1	第 2	第 3	第 5	第 6	第 7	第 8	第 1 0	第 1 2	第 1 3	第 1 4	第 1 5	第 1 6	第 1 7	第 1 8	第 1 9	第 2 0	丸 1	丸 2	丸 3	丸 4	丸 5	丸 6	菅平	長	傍陽	本原	<b></b>	武西	本部	機能別等
現 定数	30	30	38	38	50	75	60	105	100	100	80	95	70	45	77	60	60	75	71	110	100	61	110	60	120	120	105	80	65	80	
現 実員	29	26	36	26	40	54	59	106	93	74	72	85	57	41	55	45	37	52	51	97	73	48	102	60	78	85	81	79	61	63	
改正案	35	30	40	40	65	70	60	100	100	50	80	75	60	45	40	35	30	40	50	100	60	45	80	55	65	60	65	75	55	80	65

団員定数の検討について、分団毎の人数は、現在各分団が地域と協議中であるため、 今後変更になることがあります。

現在の条例定数 2,270人

令和3年4月 現在の実員数 1,865人

改正案 1,850人

## (2) 審議会での委員からの意見等

- ・ 国では報酬に関する処遇改善を行えば、団員確保ができると言っているが、消防 団と行政、地域が協議して出た定数なら良い。
- ・ 現在確保できる人数で考えれば提示された1,850人は妥当な数字だと考える。 しかし、減少の団員数より増やす分団については、実際増やせるのか疑問である。
- ・ 最近の若者は昔と違うので、入団時のしっかりとした説明が必要で、入団後も親切にしないと辞めてしまう。五十嵐講師の話にもあったが、子供に意識を持たせ、育てることが大切で、その子供が10年後20年後に消防団員になる。何か新たな「上田スタイル」を作るため、頭を切り替えて考える必要がある。
- 1,850人は妥当だと思うが、人数を減らすことに抵抗感を持っている人もいるので、 各分団の人数を理論的にした方が良い。
- ・ 報酬が今までの2倍以上になるので、無活動団員は退団させていかないと、市民の 理解は得られないと考える。
- ・ 消防署に行く機会があり、そこで署員に話を聞いたところ、消防団は無くてはならない組織だと言っていた。消防団は地域に密着した組織であることから、住民に対し消防団の大切さを伝える必要がある。
- ・ 口座を報告していても無活動の団員がいると聞くため、定数を減らして、団員個々のレベルを上げる必要がある。
- ・ 会社等の中には、消防団活動をしにくい雰囲気のところもあるので、協力してくれるよう理解を求めることも必要である。

# 8 団員定数について

本資料を使用し、上田市消防団の団員定数について、平成18年の上田市合併以前の旧市町村からの団員数の改正経過について確認を行った。

## (1) 国の基準による団員数について

#### ア 国が交付税措置のために定める団員数と上田市の状況について

市町村の消防力とは、常備消防と非常備消防の消防車両、人員を合わせたものと消火栓や防火水槽等の水利を、市町村の消防力として考えるものである。

また、国が交付税措置のために、人口10万人の標準としている人数及び車両について、上田市に当てはめると、団員数約906人、車両台数約25台となり、この数字が最低限必要な団員数及び車両数となる。

しかし、消防力の整備指針によると、市街地及び準市街地には消防車両の台数(口数)が決められているが、その他の地域については地域特性等を考慮した数とすることとされており、上田市の場合、一部が市街地や準市街地で、その他多くがその他の地域である場合、地域特性を勘案し算定する必要があり、従前から合併を繰り返すたびに、合併前の各市町村の地域特性を考慮した団員数が定められていたものを合算し、団員定数と定めていた。

#### イ 前回の条例改正経過

		上田市	丸子町	真田町	武石村	備考
合併前	条例定数	1,200人 590人 500		500人	200人	
ᆸᅜᆒ	車両台数	59台				
			上日			
合併後 (H18.3.6~)	条例定数		2,49			
	車両台数		132	2台		
前回改正	条例定数	定数改正後、H29.4				
(H25.4.1~)	車両台数		117	7台		までに15台減車

#### ウ 「適正な消防団員数」の考え方について

消防団の適正な団員数を算定するため、分団の適正団員数算定の構想図を作成の次の点を考慮し算定した。

- (ア) 消防力の整備指針に基づく消防装備車両数及び基準操作員数の確保
- (イ) 消防団員の災害出動率及び被雇用者割合による団員数の補正
- (ウ) 管轄地区内における消防団員の適齢人口数(男女20~40歳台)
- (I) 管轄地区内における危険消防対象物の装備加算

# (2) 分団の適正団員数算定の構想図

本資料は、行政が、各分団の適正な団員数を算定するうえで使用した構想図

管轄地区内の市街地・準市街地・その他の地区内の人口規模による消防ポンプ装備数の決定

管轄地区内における消防危険対象物による消防ポンプ装備の加算

- 1 消防力の整備指針に基づく 消防装備車両数及び基準操作 員数の確保
- ② 管轄地区内における 消防危険対象物の装備加算

# 各分団の適正

- ③ 消防団員の災害出動率 及び被雇用者割合による 団員数の補正
- ④ 管轄地区内における 消防団員の適齢人口数 (男女20~40歳台)

災害出動率による基準操作員数 の補正(何倍の団員が必要か?)

災害出動率の向上を図るための 処遇改善

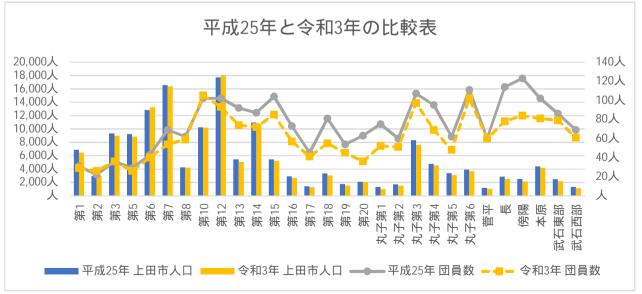
団員の高い被雇用者割合から、 消防団協力事業所の登録を促進 管轄地区内の消防団員適齢人口数

適齢人口が低い場合は大規模災害団 員等の機能別団員制度の導入

# (3) 分団別管轄人口及び団員数 (H25 - R3)

本資料は、前回、定数を改正した平成25年と今年の人口及び団員数を比較し、人口の減少や団員数の減少の状況を確認した。

	団員	平成25年			令和3年		
分団名	定数	上田市人口	団員数	定数との差	上田市人口	団員数	定数との差
第1 分団	30人	6,858人	31人	1人	6,452人	29人	-1人
第2 分団	30人	2,972人	22人	-8人	2,975人	26人	-4人
第3 分団	38人	9,341人	36人	-2人	8,989人	36人	-2人
第5 分団	38人	9,230人	29人	-9人	8,845人	26人	-12人
第6 分団	50人	12,803人	43人	-7人	13,242人	40人	-10人
第7 分団	75人	16,549人	69人	-6人	16,368人	54人	-21人
第8 分団	60人	4,235人	62人	2人	4,190人	59人	-1人
第10 分団	105人	10,233人	102人	-3人	10,160人	105人	0人
第12 分団	100人	17,688人	102人	2人	17,991人	93人	-7人
第13 分団	100人	5,436人	92人	-8人	5,036人	74人	-26人
第14 分団	80人	10,941人	87人	7人	10,690人	72人	-8人
第15 分団	95人	5,455人	104人	9人	5,180人	85人	-10人
第16 分団	70人	2,887人	73人	3人	2,675人	57人	-13人
第17 分団	45人	1,413人	45人	0人	1,281人	41人	-4人
第18 分団	77人	3,319人	81人	4人	3,022人	55人	-22人
第19 分団	60人	1,730人	54人	-6人	1,497人	45人	-15人
第20 分団	60人	2,104人	63人	3人	2,061人	36人	-24人
丸子第1 分団	75人	1,326人	75人	0人	978人	52人	-23人
丸子第2 分団	71人	1,682人	60人	-11人	1,504人	51人	-20人
丸子第3 分団	110人	8,318人	107人	-3人	7,590人	97人	-13人
丸子第4 分団	100人	4,791人	95人	-5人	4,532人	69人	-31人
丸子第5 分団	61人	3,380人	62人	1人	3,069人	48人	-13人
丸子第6 分団	110人	3,924人	111人	1人	3,677人	102人	-8人
菅平 分団	60人	1,178人	60人	0人	1,049人	60人	0人
長 分団	120人	2,853人	114人	-6人	2,539人	78人	-42人
傍陽 分団	120人	2,499人	123人	3人	2,125人	84人	-36人
本原 分団	105人	4,364人	102人	-3人	4,187人	81人	-24人
武石東部 分団	80人	2,485人	86人	6人	2,190人	79人	-1人
武石西部 分団	65人	1,314人	69人	4人	1,111人	61人	-4人
団本部	80人		65人	-15人		64人	-16人
小計		161,308人			155,205人		
準世帯		29人			18人		
合計	2,270人	161,337人	2,224人	-31人	155,223人	1,859人	-411人



# (4) 分団管轄別消防団員適齢層人口比較表(平成25年/令和3年)

本資料は、管轄別の人口の推移を年代別で比較したもの。 20歳代は一部の地域で増加、30歳代はすべての地域で減少、40歳代は団塊ジュニア(1971年~1974年生まれの現在47歳~50歳)で若干の増加という状況が確認できた。

	20歳代				30歳代			40歳代				
	H25.4	R3.4	差(R3	-H25)	H25.4	R3.4	差(R3	-H25)	H25.4	R3.4	差(R3	-H25)
分団名	管轄人口	管轄人口	人数	割合	管轄人口	管轄人口	人数	割合	管轄人口	管轄人口	人数	割合
第1 分団	816人	799人	-17人	-2.08%	763人	614人	-149人	-19.53%	941人	789人	-152人	-16.15%
第2 分団	262人	244人	-18人	-6.87%	405人	305人	-100人	-24.69%	486人	526人	40人	8.23%
第3 分団	974人	929人	-45人	-4.62%	1,074人	891人	-183人	-17.04%	1,348人	1,226人	-122人	-9.05%
第5 分団	838人	863人	25人	4.62%	883人	745人	-138人	-15.63%	1,189人	1,041人	-148人	-12.45%
第6 分団	1,247人	1,288人	41人	3.29%	1,722人	1,562人	-160人	-9.29%	1,836人	1,959人	123人	6.70%
第7 分団	1,628人	1,645人	17人	1.04%	2,274人	1,814人	-460人	-20.23%	2,294人	2,409人	115人	5.01%
第8 分団	458人	492人	34人	7.42%	553人	503人	-50人	-9.04%	563人	581人	18人	3.20%
第10 分団	1,093人	1,108人	15人	1.37%	1,361人	1,173人	-188人	-13.81%	1,464人	1,491人	27人	1.84%
第12 分団	1,732人	1,641人	-91人	-5.25%	2,589人	2,113人	-476人	-18.39%	2,433人	2,793人	360人	14.80%
第13 分団	555人	450人	-105人	-18.92%	738人	548人	-190人	-25.75%	665人	721人	56人	8.42%
第14 分団	1,077人	1,031人	-46人	-4.27%	1,396人	1,025人	-371人	-26.58%	1,532人	1,604人	72人	4.70%
第15 分団	609人	512人	-97人	-15.93%	609人	546人	-63人	-10.34%	740人	663人	-77人	-10.41%
第16 分団	244人	165人	-79人	-32.38%	290人	217人	-73人	-25.17%	328人	371人	43人	13.11%
第17 分団	88人	65人	-23人	-26.14%	137人	96人	-41人	-29.93%	142人	155人	13人	9.15%
第18 分団	310人	261人	-49人	-15.81%	340人	268人	-72人	-21.18%	417人	367人	-50人	-11.99%
第19 分団	140人	108人	-32人	-22.86%	169人	101人	-68人	-40.24%	200人	183人	-17人	-8.50%
第20 分団	203人	188人	-15人	-7.39%	294人	228人	-66人	-22.45%	261人	282人	21人	8.05%
丸子第1 分団	145人	69人	-76人	-52.41%	103人	57人	-46人	-44.66%	141人	93人	-48人	-34.04%
丸子第2 分団	127人	94人	-33人	-25.98%	158人	105人	-53人	-33.54%	212人	187人	-25人	-11.79%
丸子第3 分団	790人	647人	-143人	-18.10%	914人	675人	-239人	-26.15%	1,011人	963人	-48人	-4.75%
丸子第4 分団	483人	437人	-46人	-9.52%	605人	484人	-121人	-20.00%	590人	585人	-5人	-0.85%
丸子第5 分団	320人	266人	-54人	-16.87%	420人	276人	-144人	-34.29%	410人	407人	-3人	-0.73%
丸子第6 分団	359人	292人	-67人	-18.66%	427人	380人	-47人	-11.01%	493人	451人	-42人	-8.52%
菅平 分団	124人	63人	-61人	-49.19%	148人	116人	-32人	-21.62%	148人	144人	-4人	-2.70%
長 分団	246人	150人	-96人	-39.02%	259人	209人	-50人	-19.31%	312人	283人	-29人	-9.29%
傍陽 分団	264人	148人	-116人	-43.94%	196人	194人	-2人	-1.02%	258人	183人	-75人	-29.07%
本原 分団	469人	380人	-89人	-18.98%	482人	416人	-66人	-13.69%	565人	558人	-7人	-1.24%
武石東部 分団	214人	151人	-63人	-29.44%	244人	199人	-45人	-18.44%	248人	243人	-5人	-2.02%
武石西部 分団	113人	64人	-49人	-43.36%	145人	81人	-64人	-44.14%	129人	143人	14人	10.85%
合計	15,928人	14,550人	-1,378人	-8.65%	19,698人	15,941人	-3,757人	-19.07%	21,356人	21,401人	45人	0.21%

# (5) 分団別 団員1人当たりの人口 (H25 - R3)

本資料は、前回の改正時と今年度の管轄別の団員1人当たりが受け持つ人口を比較したもの。各地域で団員1人が受け持つ人口が増加したことが確認できた。

	平成25年			令和3年			
分団名	上田市人口	団員数	団員1人当た りの人口	上田市人口	団員数	団員1人当た りの人口	
第1 分団	6,858人	31人	221人	6,452人	29人	222人	
第2 分団	2,972人	22人	135人	2,975人	26人	114人	
第3 分団	9,341人	36人	259人	8,989人	36人	250人	
第5 分団	9,230人	29人	318人	8,845人	26人	340人	
第6 分団	12,803人	43人	298人	13,242人	40人	331人	
第7 分団	16,549人	69人	240人	16,368人	54人	303人	
第8 分団	4,235人	62人	68人	4,190人	59人	71人	
第10 分団	10,233人	102人	100人	10,160人	105人	97人	
第12 分団	17,688人	102人	173人	17,991人	93人	193人	
第13 分団	5,436人	92人	59人	5,036人	74人	68人	
第14 分団	10,941人	87人	126人	10,690人	72人	148人	
第15 分団	5,455人	104人	52人	5,180人	85人	61人	
第16 分団	2,887人	73人	40人	2,675人	57人	47人	
第17 分団	1,413人	45人	31人	1,281人	41人	31人	
第18 分団	3,319人	81人	41人	3,022人	55人	55人	
第19 分団	1,730人	54人	32人	1,497人	45人	33人	
第20 分団	2,104人	63人	33人	2,061人	36人	57人	
丸子第1 分団	1,326人	75人	18人	978人	52人	19人	
丸子第2 分団	1,682人	60人	28人	1,504人	51人	29人	
丸子第3 分団	8,318人	107人	78人	7,590人	97人	78人	
丸子第4 分団	4,791人	95人	50人	4,532人	69人	66人	
丸子第5 分団	3,380人	62人	55人	3,069人	48人	64人	
丸子第6 分団	3,924人	111人	35人	3,677人	102人	36人	
菅平 分団	1,178人	60人	20人	1,049人	60人	17人	
長 分団	2,853人	114人	25人	2,539人	78人	33人	
傍陽 分団	2,499人	123人	20人	2,125人	84人	25人	
本原 分団	4,364人	102人	43人	4,187人	81人	52人	
武石東部 分団	2,485人	86人	29人	2,190人	79人	28人	
武石西部 分団	1,314人	69人	19人	1,111人	61人	18人	
小計	161,308人			155,205人			
準世帯	29人			18人			
合計	161,337人	2,159人	75人	155,223人	1,795人	86人	

団員数は、団本部を含まない

## (6) 類似団体の検討

本資料を使用し、上田市の類似団体と団員定数を比較し、多いことを確認した。

## ア 類似団体について

・類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちでもっともその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、とし、町村ごとに団体を区別したもの。

#### イ 類似団体による検討

今回の団員定数を検討するにあたり、下の類似団体のうち、面積及び人口を考慮し、**栃木市、松坂市、出雲市、東広島市、及び、今治市**の5自治体を選定し検討を行った結果、5団体の消防団員数の平均は、1,685人となる。

#### ウ 上田市の類似団体

団体名	類似区分	面積	人口(R3.9現在)	団員定数	地域特性等
長野県上田市	- 2	552km²	154,848人	2,270人	内陸部
茨城県 日立市	- 2	226km²	171,130人	451人	沿岸部
茨城県 ひたちなか市	- 2	100km²	153,734人	400人	沿岸部
栃木県 栃木市	- 2	332km²	154,276人	1,216人	内陸部
栃木県 小山市	- 2	172km i	166,779人	854人	内陸部
千葉県 市原市	- 2	368km²	268,285人	1,633人	沿岸部から内陸部
富山県 高岡市	- 2	210km²	165,098人	1,020人	沿岸部から内陸部
岐阜県 大垣市	- 2	207km²	157,627人	750人	内陸部、飛び地有
静岡県磐田市	- 2	164km²	165,815人	1,367人	沿岸部
愛知県 豊川市	- 2	161km ื	184,602人	726人	沿岸部から内陸部
愛知県 安城市	- 2	86km²	187,937人	495人	内陸部、人口密集
愛知県 西尾市	- 2	161km <sup>*</sup>	168,724人	643人	沿岸部、島しょ部
三重県 松坂市	- 2	624km²	158,057人	1,420人	沿岸部から内陸部
三重県鈴鹿市	- 2	195km²	194,338人	475人	沿岸部から内陸部
島根県 出雲市	- 2	624km²	172,943人	1,844人	沿岸部
広島県 東広島市	- 2	635km²	197,038人	1,637人	沿岸部から内陸部
愛媛県 今治市	- 2	419km <sup>*</sup>	149,223人	2,308人	沿岸部

# (7) 類似団体及び県内19市等の団員1人当たりの状況

本資料は、面積や人口規模により選定した類似団体5団体や、県内19市の団員 1 人あたりが受け持つ人口を比較した。類似団体の平均は団員1人あたり103人であったが、県内19市では64人であった。

#### ア 類似団体・県内4市の状況

- ANIMETIT	7171 3 1115 47 171710			
	人口 (R3.9.1現在)	団員数 (定数)	団員1人当たり の人口	類似団体平均
栃木県栃木市	154,276人	1,216人	127人	
三重県松坂市	158,057人	1,420人	111人	
島根県出雲市	172,943人	1,844人	94人	103人
広島県東広島市	197,038人	1,637人	120人	
愛媛県今治市	149,223人	2,308人	65人	

## イ 県内19市の状況

1	クイベルし			
	人口 (R3.9.1現在)	団員数 (定数)	団員1人当たり の人口	県内19市平均
長野市	366,269人	3,430人	107人	
松本市	238,838人	2,169人	110人	
上田市	154,848人	2,270人	68人	
岡谷市	47,059人	549人	86人	
飯田市	96,019人	1,205人	人08	
諏訪市	47,982人	750人	64人	
須坂市	49,224人	881人	56人	
小諸市	41,022人	850人	48人	
伊那市	65,417人	915人	71人	
駒ケ根市	31,650人	600人	53人	64人
中野市	41,586人	970人	43人	
大町市	25,602人	769人	33人	
飯山市	19,160人	850人	23人	
茅野市	54,901人	967人	57人	
塩尻市	65,943人	870人	76人	
佐久市	98,177人	1,842人	53人	
千曲市	58,600人	834人	70人	
東御市	29,028人	人008	36人	
安曇野市	93,684人	1,090人	86人	

#### ウ 上田地域の状況

<u> </u>	- 17 177 0			
	人口 (R3.9.1現在)	団員数 (定数)	団員1人当たり の人口	上田地域平均
上田市	154,848人	2,270人	68人	
東御市	29,028人	人008	36人	33人
長和町	5,535人	350人	16人	33人
青木村	4,066人	300人	14人	

# (8) 現有車両に合わせた行政側の団員数の検討(理論値)

本資料は、行政が消防力の整備指針に基づく車両の必要操作員数を基に、現有車両数からその人数を算定したもの。

分団名	<b>ポンプ</b>	必要	積載車	必要	その他	必要	操作員(理論	
,,,,,,	車	操作員数	15.7%	操作員数	C 47 10	操作員数	5倍	4倍
第1分団	1台	5人			1台	4人	45人	36人
第2分団	1台	5人					25人	20人
第3分団	1台	5人					25人	20人
第5分団	1台	5人					25人	20人
第6分団	1台	5人	1台	4人			45人	36人
第7分団	1台	5人	2台	8人			65人	52人
第8分団	1台	5人	2台	8人			65人	52人
第10分団	1台	5人	4台	16人			105人	84人
第12分団	1台	5人	4台	16人			105人	84人
第13分団	1台	5人	4台	16人			105人	84人
第14分団	1台	5人	3台	12人			85人	68人
第15分団			3台	12人			60人	48人
第16分団	1台	5人	4台	16人			105人	84人
第17分団	1台	5人	2台	8人			65人	52人
第18分団	1台	5人	1台	4人			45人	36人
第19分団			2台	8人			40人	32人
第20分団	1台	5人	1台	4人			45人	36人
丸子第1分団	1台	5人	3台	12人			85人	68人
丸子第2分団			4台	16人			80人	64人
丸子第3分団	1台	5人	4台	16人			105人	84人
丸子第4分団			4台	16人			80人	64人
丸子第5分団	1台	5人	1台	4人			45人	36人
丸子第6分団			6台	24人			120人	96人
菅平分団	2台	10人	2台	8人			90人	72人
長分団	1台	5人	3台	12人			85人	68人
傍陽分団			5台	20人			100人	80人
本原分団	1台	5人	3台	12人			85人	68人
武石東部分団			4台	16人	1台	乗換	80人	64人
武石西部分団			3台	12人	1台	米採	60人	48人
合計	22台	110人	75台	300人	3台	4人	2,050人	1,656人

ポンプ車操作員	5人
積載車操作員	4人

- 上田市の類似団体7都市の平均団員数は1,685人である。
- 過去の出動率が25%弱であることから、理論値を4倍と5倍で算定した。
- 今回の定数改正に合わせた車両の減車は検討していないことから、現有車両数に操作 員数を掛け、理論値を算定した。

# (9) 団員定数の検討

本資料は、現在の在籍団員数を確認し、別紙の車両の必要操作員数、地域別人口、分団が考える団員定数等を踏まえ、目標とすべき団員定数を検討したもの。

分団名	現在の定数	在籍団員 実員数 (R3.10.4)	分団が考える 団員定数	団員定数 の検討
第1分団	30人	29人	30人	35人
第2分団	30人	26人	25人	30人
第3分団	38人	36人	38人	40人
第5分団	38人	26人	37人	40人
第6分団	50人	40人	65人	65人
第7分団	75人	54人	35人	70人
第8分団	60人	59人	60人	60人
第10分団	105人	106人	100人	100人
第12分団	100人	93人	85人	100人
第13分団	100人	74人	45人	50人
第14分団	80人	72人	80人	80人
第15分団	95人	85人	75人	75人
第16分団	70人	57人	60人	60人
第17分団	45人	41人	45人	45人
第18分団	77人	55人	35人	40人
第19分団	60人	45人	35人	35人
第20分団	60人	37人	30人	30人
丸子第1分団	75人	52人	40人	40人
丸子第2分団	71人	51人	50人	50人
丸子第3分団	110人	97人	100人	100人
丸子第4分団	100人	73人	60人	60人
丸子第5分団	61人	48人	45人	45人
丸子第6分団	110人	102人	80人	80人
菅平分団	60人	60人	55人	55人
長分団	120人	78人	65人	65人
傍陽分団	120人	85人	60人	60人
本原分団	105人	81人	65人	65人
武石東部分団	80人	79人	75人	75人
武石西部分団	65人	61人	55人	55人
団本部	80人	63人		80人
機能別消防団員等				65人
合計	2,270人	1,865人	1,630人	1,850人

## (10) 各分団の管轄人口と分団別の消防力の状況

本資料は、団員数を検討するうえで、令和3年4月現在の管轄別人口に対する団員数を、現在の定数と消防団の検討人数により比較を行った結果、各地域において人口との比率が概ね合致するものとなった。

